

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和3年度）

住 所 神奈川県鎌倉市常盤18番地

事業者名 湘南モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 貴司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
西鎌倉駅	・障害者対応型トイレを設置する。	・計画通り設置した。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者、障害者に対する乗降支援	・高齢者、障害者に対する乗降支援、またスロープを使用する際の乗降について、教育を実施する他、乗降補助の連絡を受けた際に係員が適切に対応できるよう実地訓練を実施する。	・計画の通り駅係員、乗務員に対し実施した。
運行情報の提供	・各駅の案内表示器（LED、サイネージ）を活用し、運行情報の提供を行う。	・計画の通り実施した。また、2021年5月中旬より、当社公式ツイッターによる運行情報の提供を開始した。
旅客施設の定期点検実施	・エレベーター、ホーム他、点字等旅客施設の定期点検を実施する。	・計画の通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
『声掛けサポート運動』の実施	・係員からの声掛けの強化、利用者への協力、理解を求め、高齢者や障害者が公共交通を利用しやすい環境を構築させる。	・計画の通り実施した。
率先して声掛け及び見守りの推進	・高齢者、障害者が鉄道を利用していた際には、率先して声掛けを実施し必要とされる移動の支援を実施する他、安全に利用できるような見守りを実施する。	・計画の通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページにて情報の提供	・ 駅情報の内容充実を図り、高齢者、障害者等の公共交通機関利用促進を図る。	・ 駅情報のピクトサインを更新した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進 障害者全般についての知識の向上	・ 旅客に接する社員に対して、2025 年度までに民間資格であるサービス介助士資格を取得させる。(2021 年度 2 名受講) ・ 『心のバリアフリー推進員養成研修講座』課程修了者による机上教育を実施。	・ 計画の通り実施した。 ・ 駅係員、乗務員全員に計画の通り実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者障害者等用施設等に関する広報・啓発活動	・ 駐車スペースを設けてある駅等、バリアフリー対応状況をホームページにて周知する。 ・ 障害者用駐車施設の案内及び適正な利用の推進を実施する。 ・ 多機能トイレ設置駅の案内及び適正な利用の推進を実施する。	・ ホームページでのバリアフリー対応状況については、現在作成中。その他は実施済み。
車内放送による案内	・ 高齢者、障害者等が、優先席を利用しやすくなる環境づくりのための啓蒙放送をキャンペーン等により実施する。	・ 計画の通り実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン(認知症の人編)」が作成されたことに伴い、社内規程「心のバリアフリーマニュアル」の改訂を行った。

(3) 報告書の公表方法

ホームページで公表

(4) その他

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和4年3月31日現在)

鉄道駅名	路線名	所在都道府県 市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化令の適合の有無	差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	エレベーター、エスカレーターの設置数	他の降機設置	傾斜路の設置数	路筒の設置数	視覚誘導ブロックの設置の有無	障害物の設置の有無	案内設置の有無	備品の設置の有無	障害物の設置の有無	対所無	障害物の設置の有無	対札無	障害物の設置の有無	対券無	車いす乗降可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
大船 駅	江の島 線	神奈川県 鎌倉市	24,065 人			○	2	2	基	基	基		箇所	○		○	○	○	○	○	○	○	○	2	○	
富士見町 駅	江の島 線	神奈川県 鎌倉市	4,364 人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基		箇所	○	○	-	-		○	○	○	○	○	2	○	
湘南町屋 駅	江の島 線	神奈川県 鎌倉市	6,211 人	○		○	1	1	1 (1) 基	基	基		箇所	○	○	×		○	○	○	○	○	○	1	○	
湘南深沢 駅	江の島 線	神奈川県 鎌倉市	5,253 人	○			1		基	基	基		箇所	○		-	-		○	○	○	○	○		○	
西鎌倉 駅	江の島 線	神奈川県 鎌倉市	4,550 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	○	
片瀬山 駅	江の島 線	神奈川県 鎌倉市	3,178 人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1)	箇所	○		-	-		○	○	○	○	○	1	○	
目白山下 駅	江の島 線	神奈川県 藤沢市	350 人	○			1		基	基	基		箇所	○		-	-		○	○	○	○	○		○	
湘南江の島 駅	江の島 線	神奈川県 藤沢市	3,382 人				2		1 基	10 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○	
駅	線		人						基	基	基		箇所													
駅	線		人						基	基	基		箇所													
駅	線		人						基	基	基		箇所													
駅	線		人						基	基	基		箇所													
駅	線		人						基	基	基		箇所													
(合計) 8 駅				6 駅	2 駅	5 駅	11	7	4 3 駅 5 (4) 基	1 0 駅 10 0 基	0 駅 0 基	0 駅 0 基	1 1 駅 1 (1) 箇所	8 駅	4 駅	3 駅	4 駅	8 駅	6 駅	8 駅						

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。